



令和8年度

入園のご案内

新発田市 こども課 新発田市中心町3-3-3

TEL : 0254-28-9230 / FAX:0254-28-9240



01	保育園、認定こども園、幼稚園等の利用について	1
02	給付認定について	1
03	保育を必要とする理由について	2
04	保育の必要量について	2
05	利用できる施設の選択について	3
06	市内の保育園、認定こども園一覧	4
07	育休復帰に伴う2・3号認定の入園月と慣らし保育について	6
08	保育園、認定こども園（2・3号認定）の入園までの流れについて	7
09	利用調整の基準等について	8
10	申込書類について	10
11	申込書類の記載例について	12
12	求職活動で申し込みされた方へのお願い	15
13	保育料等について	16
14	利用にあたっての主な注意点等	22
15	よくあるご質問	24
巻末資料 市内各園マップ		裏表紙

1 保育園・認定こども園・幼稚園等の利用について

「子ども・子育て支援新制度」では、保護者が保育園、認定こども園、幼稚園等を利用した場合、教育・保育に要する費用について、国・県・市が給付費として支払うことになります。

このため、給付の対象となる施設を利用する場合は、**教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定（以下、給付認定という。）**を市へ申請し、認定を受ける必要があります。

2 給付認定について

3つの給付認定に応じて、利用できる施設が決定します。

認定	基準	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上で教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園 
2号認定	保育認定	満3歳以上で、保護者が「保育の利用を必要とする理由」に該当し、保育を希望する場合	保育園 認定こども園 
3号認定	保育認定	満3歳未満で、保護者が「保育の利用を必要とする理由」に該当し、保育を希望する場合	保育園 認定こども園 

※「満3歳」とは、令和8年度中（令和8年4月1日～令和9年3月31日）に3歳の誕生日を迎えることをいいます。

保育園・認定こども園・幼稚園の特徴は、次のとおりです。

	公立保育園	私立保育園	認定こども園		幼稚園
認定区分	2・3号認定		1号認定	2・3号認定	1号認定
対象年齢	乳児から 小学校就学前まで		満3歳から 小学校就学前まで	乳児から 小学校就学前まで	満3歳から 小学校就学前まで
1日の教育・ 保育時間	保育標準時間 (最大11時間)		各園によって 異なる	保育標準時間 (最大11時間)	各園によって 異なる
	保育短時間 (最大8時間)			保育短時間 (最大8時間)	
利用申請先	市		園	市	市
保育料の決定 (0歳児)	市		—	市	—
保育料の徴収 (0歳児)	市		—	園	—
給食費相当分の 保育料の徴収 (1・2歳児)	市		—	園	—
副食費の徴収 (3歳児以上)	市	園	園		園

※入園可能な月齢や開園時間等は、施設によって異なります。

詳細はP4「市内の保育園、認定こども園一覧」をご覧ください。

3 保育を必要とする理由について

2・3号認定を受ける場合は、保護者のいずれかが次のいずれかの理由に該当する必要があります。

理由	要件	通園できる期間 (給付認定期間)	保育必要量
1 就労等	月48時間以上の就労を常態 (産休・育休も含む)	就労している期間	標準時間・短時間 (育休中は短時間)
2 妊娠・ 出産	出産前後のため保育が できない	原則として産前産後 各2か月以内	標準時間・短時間
3 疾病・ 障がい	病気・負傷・心身に障がい がある	診断書に記載された療養 が必要な期間(障がいの 場合は最長就学前まで)	標準時間・短時間
4 介護等	親族の介護・看護を常態	介護等が必要な期間	標準時間・短時間
5 災害 復旧	火災や地震などで家屋を失 う、破損のため復旧にあたる	復旧に必要な期間	標準時間・短時間
6 求職 活動	求職活動を行っている (起業の準備を含む)	利用開始月から3か月間	短時間
7 就学	就学(職業訓練校等における 職業訓練を含む)	卒業または退学した月の 末日までの期間	標準時間・短時間
8 虐待・ DV	配偶者からの暴力等により、 子どもの保育ができない	市長が認める期間	標準時間・短時間
9 その他	市長が認めた場合	市長が認める期間	標準時間・短時間

4 保育の必要量について

保護者の就労実態等に応じて、施設を利用することができる時間が異なります。

区分	保育利用時間	保護者の状況
保育標準時間	開園から午後6時まで	原則、月120時間以上の就労等
保育短時間	午前8時30分から午後4時まで	月48時間以上120時間未満の 就労、求職活動等

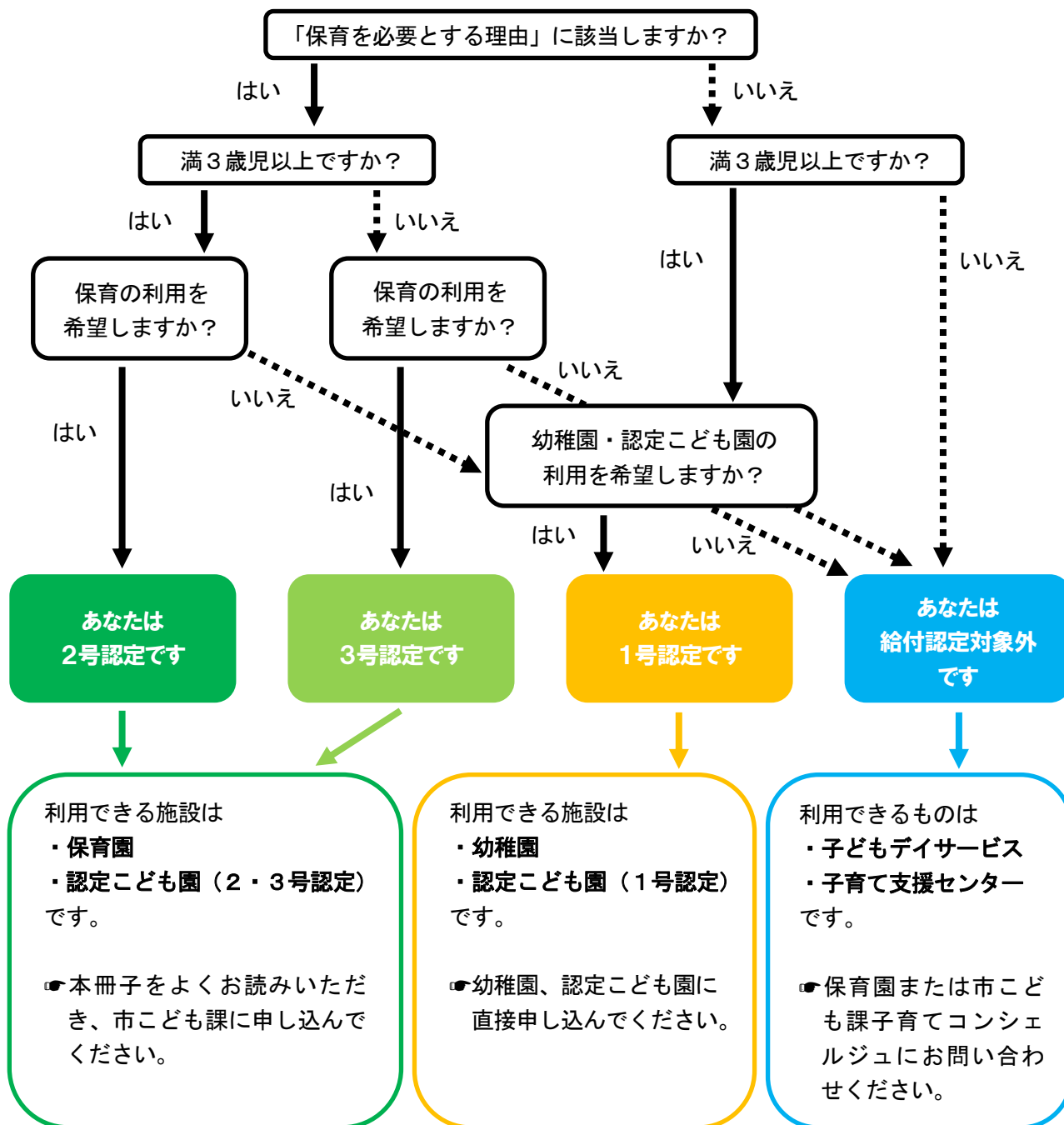
※保育時間とは、就労等時間と通勤等時間を足したものです。

※月120時間未満の就労であっても、通勤時間、勤務時間帯等の事情で保育短時間の範囲を超える場合は、保育標準時間で認定することがあります。

※就労等がない日や育休中の保育時間は、短時間となります。

5 利用できる施設の選択について

次のフロー図により利用できる施設を確認し、各種手続きを行ってください。



「保育を必要とする理由」に該当する場合でも、幼稚園や認定こども園での教育（1号認定）を希望することができます。



6 市内の保育園、認定こども園一覧

◆2・3号認定

園 種 別	公 私	園名	利用 定員	対象 月齢	開園 時間	閉園 時間	土曜 閉園 時間	住所	電話 番号	送迎 バス	3歳 以上児 の給食	備考・個人購入品
保 育 園	公 立	中井保育園	73	概ね4ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	小舟町2-3-25	23-1236		副食	
		天ノ原保育園	80	概ね4ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	下内竹769-1	22-3622		副食	
		松浦保育園	44	概ね4ヶ月～5歳児	7:30	18:00	17:30	荒川542	32-1505	○	副食	
		うすが森保育園	40	概ね4ヶ月～5歳児	7:30	18:00	17:30	大槻4211-414	28-5281		副食	
		川東保育園	95	概ね4ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	下羽津1578-1	25-2067	○	副食	
		菅谷保育園	44	概ね4ヶ月～5歳児	7:30	18:00	17:30	菅谷144	29-2124	○	副食	
		ななは保育園	116	概ね4ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	三日市857	23-3113	※	副食	※要相談
		豊浦保育園	178	概ね4ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	大伝456-1	27-9200	○	副食	
		藤塚浜保育園	65	概ね4ヶ月～5歳児	7:30	18:00	17:30	藤塚浜4063-3	41-2468		副食	
		紫雲寺保育園	98	概ね4ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	真野原外3428	41-2413	○	副食	
		米子保育園	54	概ね4ヶ月～5歳児	7:30	18:00	17:30	真野原1731-8	41-2464	○	副食	
		大峰保育園	99	概ね4ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	下小中山328	33-2745	○	副食	
	私 立	ひかり保育園	80	概ね5ヶ月～5歳児	7:30	19:00	19:00	舟入町2-1-23	23-3541		副食	3歳児～制服等
		大栄保育園	60	概ね5ヶ月～5歳児	7:30	19:00	19:00	大栄町4-6-22	26-5203		副食	
		まごころ保育園しばた	140	2ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	城北町2-9-3	20-7870		副食	
		乳児園はるにれ	30	2ヶ月～2歳児	7:00	19:00	19:00	新栄町2-2-26	28-7140		完全	0～2歳児専用 土曜給食、休日保育実施園
認 定 こ ど も 園	私 立	あやめこども園	60	5ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	大手町3-2-30	22-5828	○	完全※	※3歳以上児月1弁当
		認定こども園わかば幼稚園	245	2ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	豊町2-7-10	22-6816	3歳児 以上	完全	制服等
		あおばこども園	150	2ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	雷塚町1-2-20	24-0008		完全	2歳児～体操着等
		認定こども園東幼稚園	100	6ヶ月～5歳児	7:15	19:00	19:00	舟入町3-4-14	23-5333	3歳児 以上	完全	制服等
		認定こども園 あそびの森すみよし保育園	100	4ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	住吉町2-8-12	22-2678		完全	
		新発田聖母こども園	70	6ヶ月～5歳児	7:30	19:00	19:00	中央町4-10-18	22-2045	3歳児 以上	完全※	3歳児～制服等 ※3歳以上児月1弁当
		優の森こども園	110	4ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	住吉町4-18-16	28-3120		副食	
		あいこども園	80	2ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	豊町4-11-18	23-0100		完全	2歳児～体操着等
		認定こども園ルンビニ保育園	64	6ヶ月～5歳児	7:30	19:00	19:00	新富町3-2-3	22-0877		副食	3歳児～体操着等
		認定こども園百華保育園	63	2ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	中央町1-1-10	22-3288		完全	土曜給食あり 制服等
		認定こども園キッズ陽だまり園	113	2ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	諏訪町1-10-38	24-1166		副食	
		三の丸こども園	114	2ヶ月～5歳児	7:00	19:00	18:00	中央町5-8-19	24-3591		完全	制服等
		認定こども園めばえこども園	90	2ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	豊町4-8-4	24-0003		完全	2歳児～体操着等
		認定こども園 パルkids陽だまり園	100	2ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	中央町5-4-2	26-1222		副食	休日保育実施園
		認定こども園 エンジェルkids陽だまり園	106	2ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	雷塚町2-4-13	28-1515		副食	
		にしぞのこども園	77	概ね4ヶ月～5歳児	7:00	19:00	19:00	住吉町1-7-6	22-2571		完全	
		認定こども園たから保育園	50	概ね5ヶ月～5歳児	7:30	19:00	19:00	則清1516	27-8415		副食	

◆1号認定

園種別	公 私	園名	利用 定員	対象 月齢	登園 時間	降園 時間	土曜 閉園 時間	住所	電話 番号	送迎 バス	3歳 以上児 の給食	備考・個人購入品
認定こども園	私立	あやめこども園	19	満3歳・3・4・5歳児	8:30	16:00		大手町3-2-30	22-5828	○	完全※	※3歳以上児月1弁当
		認定こども園わかば幼稚園	60	満3歳・3・4・5歳児	8:30	14:00	19:00	豊町2-7-10	22-6816	○	完全	制服等
		あおばこども園	15	満3歳・3・4・5歳児	8:30	16:00	19:00	富塚町1-2-20	24-0008		完全	体操着等
		認定こども園東幼稚園	60	3・4・5歳児	8:30	14:00		舟入町3-4-14	23-5333	○	完全	制服等
		認定こども園あそびの森すみよし保育園	50	満3歳・3・4・5歳児	8:30	16:00	19:00	住吉町2-8-12	22-2678		完全	
		新発田聖母こども園	15	満3歳・3・4・5歳児	8:30	14:00		中央町4-10-18	22-2045	○	完全※	3歳児～制服等 ※月1弁当
		優の森こども園	15	満3歳・3・4・5歳児	8:30	14:00	19:00	住吉町4-18-16	28-3120		副食	
		あいこども園	15	満3歳・3・4・5歳児	8:30	16:00	19:00	豊町4-11-18	23-0100		完全	体操着等
		認定こども園ルンビニ保育園	14	満3歳・3・4・5歳児	8:30	16:00	19:00	新富町3-2-3	22-0877		副食	3歳児～体操着等
		認定こども園百華保育園	15	満3歳・3・4・5歳児	9:00	16:00	19:00	中央町1-1-10	22-3288		完全	土曜日給食あり 制服等
		認定こども園キッズ陽だまり園	7	満3歳・3・4・5歳児	8:30	16:00	19:00	諏訪町1-10-38	24-1166		副食	
		三の丸こども園	6	満3歳・3・4・5歳児	8:30	16:00	18:00	中央町5-8-19	24-3591		完全	制服等
		認定こども園めばえこども園	15	満3歳・3・4・5歳児	8:30	16:00	19:00	豊町4-8-4	24-0003		完全	体操服等
		認定こども園 パルク i d s 陽だまり園	10	満3歳・3・4・5歳児	8:30	16:00	19:00	中央町5-4-2	26-1222		副食	
		認定こども園 エンジェル k i d s 陽だまり園	4	満3歳・3・4・5歳児	8:30	16:00	19:00	富塚町2-4-13	28-1515		副食	
		にしぞのこども園	9	満3歳・3・4・5歳児	9:00	14:00	19:00	住吉町1-7-6	22-2571		完全	
		認定こども園たから保育園	10	満3歳・3・4・5歳児	8:30	16:00	19:00	則清1516	27-8415		副食	

- ・この一覧は令和7年10月1日現在のものです。内容が変更になる場合があります。
- ・「3歳以上児の給食」欄については、P23「◆給食について」をご覧ください。
- ・各園の所在地については、裏表紙の「市内各園マップ」をご覧ください。



7 育休復帰に伴う2・3号認定の入園月と慣らし保育について

◆育休復帰に伴う2・3号認定の入園月について

「保育を必要とする理由」が就労等で保護者が育児休業（以下、育休）中の場合、育休（職場）復帰日によって入園する月が変わります。**復帰日が月初（1日～10日）の場合は、前月入園となります。**

育休（職場）復帰日	入園月
令和8年 5月10日までのいずれかの日	4月1日入園
令和8年 5月11日～令和8年 6月10日までのいずれかの日	5月1日入園
令和8年 6月11日～令和8年 7月10日までのいずれかの日	6月1日入園
令和8年 7月11日～令和8年 8月10日までのいずれかの日	7月1日入園
令和8年 8月11日～令和8年 9月10日までのいずれかの日	8月1日入園
令和8年 9月11日～令和8年10月10日までのいずれかの日	9月1日入園
令和8年10月11日～令和8年11月10日までのいずれかの日	10月1日入園

◆慣らし保育について

慣らし保育とは、子どもが少しずつ園に慣れていくための保育のことです。慣らし保育の期間中は、預かり時間が短くなります。（例：入園初日は2時間のみ保育等）

各園では、基本的に数日から数週間程度の慣らし保育期間が設けられており、この期間を設けるために、保護者の育休復帰日によって入園月が変わります。**育休復帰の方に限り、新年度入園の申し込みにおいて10月入園までの内定を得ることができます。**

例：令和8年7月5日に育休復帰する方が、令和8年度の新年度入園に申し込む場合の流れ

①	令和7年10月1日～17日	1次募集にて6月入園を申し込み。
②	令和8年2月上旬	入園決定通知が郵送され、6月から入園する園が決定。
③	令和8年4月ごろ	入園内定月の2か月前ごろに、こども課から保護者に復帰日の確認の電話があります。
④	令和8年6月1日	入園。園と相談の上、1か月間の慣らし保育を開始。
⑤	令和8年7月5日	保護者職場復帰。慣らし保育が終了し、通常保育開始。

【注意】

- ・内定制度は、保護者の育休復帰を前提とした制度のため、申し込み時点で復帰日が確約されている必要があります。退職等により復帰の見込みがなくなった場合や、父母のいずれかの就労認定理由が満たされなくなった場合は、入園内定が取り消しになることがあります。**復帰日等状況が変わる場合は、大至急こども課までご連絡ください。**
- ・新年度入園において、4月入園の場合に限り前月入園ができません。そのため、復帰日が4月初めの場合は、十分な慣らし保育ができない可能性があります。職場やご家族等と相談し、慣らし保育期間の送迎に対応できるよう調整してください。
- ・就労先に育休制度等がない場合でも、育休とみなして内定制度を利用できる場合があります。こども課までご相談ください。

8 保育園、認定こども園（2・3号認定）の入園までの流れについて

◆1次募集

受付期間	令和7年10月1日（水）～10月17日（金） ※午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
受付場所	ヨリネスしばた（新発田市役所）2階 こども課 ※郵送も可。ただし、上記の受付期間内必着です。
対象者	・令和8年4月に入園（転園）を希望する方 ・令和8年11月10日までに育休復帰する方で、5～10月入園を希望する方 ・出産予定日が令和8年8月1日までの方で、5～10月入園を希望する方 ※入園希望月時点で、お子さまが入園可能月齢に達していないと申し込みできません。P4「市内の保育園、認定こども園一覧」をご確認ください。 ※求職活動で申し込みの場合は、4月入園のみ受付となります。

◆2次募集

受付期間	令和8年2月2日（月）～2月6日（金） ※午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
受付場所	1次募集と同じ
対象者	1次募集に申し込みできなかった方で、4月に入園（転園）を希望する方
その他	1次募集で定員に満たなかった施設や、欠員が生じた施設が対象となります。

◆5月以降の各月途中入園

受付期間	入園希望月の前月初の営業日（平日）～5日間程度 ※期間は月によって変わるため、詳細は市ホームページをご確認ください。
受付場所	ヨリネスしばた（新発田市役所）2階 こども課 ※郵送の場合は、事前にお電話でご相談ください。
対象者	年度途中の入園（転園）を希望される方
その他	・定員に満たなかった施設や、欠員が生じた施設が対象となります。 ・毎月初に市ホームページで園の空き情報が更新されます。

◆各募集スケジュールまとめ

流れ	内容	1次募集	2次募集	各月途中入園
①	保護者から申込書類の提出	10/1～17	2/2～6	希望月の前月5日
②	利用調整	11月～1月	2月中旬	前月5日～
③	入園承諾書（決定通知）の発送	1月下旬	3月上旬	前月10日～
④	各園での入園説明会	2月～3月	各園で個別面談	各園で個別面談
⑥	入園	4月～10月	4月	5月以降の希望月

※利用調整期間中は、こども課から入園調整に関する通知や電話がある場合があります。

9 利用調整の基準等について

保育施設を利用するにあたり、利用調整を行います。**第1希望の園ごとに、保育の必要度の高い順に受け入れを行います。**下記の新発田市入園選考基準表に基づき、申請者ごとの保育の必要度（優先順位）を算定し、入園決定を行います。（指数の高い方が優先です。）

第1希望で決定しない場合、第2～5希望で同様の利用調整を行います。それでも決定しない場合は、その他の施設を希望している保護者に限り、空きのある施設を紹介します。なお、**転園希望の場合、希望どおり入園できない場合でも在園中の施設に優先して戻ることはできません。**

※ただし、各月途中入園の場合は、在園中の園に戻ることは可能です。

保育の必要性について							
	事由	適用条件			指数	父	母
1	就 労	外 勤	週5日 又は 月20日 以上勤務	1日8時間以上の就労を常態	10		
				1日6時間以上の就労を常態	8		
				1日4時間以上の就労を常態	6		
				1日4時間未満の就労を常態	4		
			上記以外	1日8時間以上の就労を常態	9		
				1日6時間以上の就労を常態	7		
				1日4時間以上の就労を常態	5		
				1日4時間未満の就労を常態	3		
		自営業 ・ 農 業	主たる 従事者	1日8時間以上の就労を常態	10		
				1日6時間以上の就労を常態	8		
				1日6時間未満の就労を常態	6		
			家族 協力者	1日8時間以上の就労を常態	9		
				1日6時間以上の就労を常態	7		
				1日4時間以上の就労を常態	5		
				1日4時間未満の就労を常態	3		
		内職	1日6時間以上の就労を常態		6		
			1日4時間以上の就労を常態		4		
			上記以外の従事者		2		
2	妊娠・出産	産前産後各2か月以内			10		
3	疾病・障がい	入院・療養	概ね1か月以上入院又は寝たきり		10		
			精神性等疾病		8		
			その他一般的な疾病		4		
		心身障がい	身障手帳1・2級または療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級		10		
	身障手帳3・4級または療育手帳Bまたは精神障害者保健福祉手帳第2・3級		6				
4	介護（看護）	常時観察と介護をしている			8		
		上記以外で介護をしている			6		
5	災害復旧	常時災害の復旧にあたっている場合			10		
6	求職活動	起業準備を継続的に行っている場合			5		
		求職活動を継続的に行っている場合			0		
7	就学	学生・職業訓練（通信教育と期間限定は除く）			* 1		
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合			10		
9	その他	その他、明らかに保育できないと認められる場合			10		

*1 指数は拘束時間による（外勤の時間に準ずる）

(1) 優先利用

1	ひとり親家庭 (それと同等の状況にある場合も含む)	同居親族なし	+ 10
		同居親族あり	+ 4
	単身赴任中の世帯		+ 1
2	生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)		+ 3
3	生計中心者の失業及び疾病により、就労の必要性が高い場合		+ 1
4	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合		+ 1
5	子どもに障がいがあり、他に入園できる保育園・認定こども園等がない場合		+ 2
6	育児休業を取得しており、復帰する場合		+ 1
7	きょうだいが在園中の保育園・認定こども園等の利用を希望する場合		+ 7
8	小規模保育事業などの卒園児童		+ 2
9	保育士等の子ども(保護者が新発田市内の保育園・認定こども園等で保育士等として勤務予定の場合に限る)		+ 3
10	上記1～5のうち2つ以上の項目に該当した場合		+ 5

(2) その他の家庭状況

1	保育園の所在する小学校区域内に住所を有する3歳以上児(本庁地区を除く)	+ 1
2	希望園でないと保育困難(乳児等特別保育又は送迎困難な場合等)	+ 2
3	申込児童以外の子どもを保育園・認定こども園等に預けていない	- 1
4	勤務時間内において拘束性に比較的柔軟性があると判断される	- 2
5	育児休業中であつて、入園希望年度内に復帰をしない場合	- 2

合計指数が並んだ場合に考慮する事項

優先順位	項 目
1	きょうだいが当該保育園を現に利用している世帯
2	父母の選考基準指数合計が高い世帯
3	申請締め切り時に保育料または副食費等を滞納していない世帯
4	養育する小学生以下の子どもの人数が多い世帯
5	保育の協力者(市内に居住する祖父母等)がいない世帯
6	父母の合計所得がより少ない世帯

10 申込書類について

◆全ての方から提出いただく書類

必要書類	備考
1 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書	P 1 2 「申込書類の記載例について」を参考 添付書類は下記を参照
2 保育園等入園申込書	P 1 2 「申込書類の記載例について」を参考
3 生活調査票	お子さんの状況を記入

◆給付認定申請書に添付する書類（※必要に応じて、その他の書類を求める場合があります。）

保育を必要とする理由		必要書類	
1 就労等	・企業等に勤務（内定も含む） ・産前産後休業中 ・育休中で復帰予定	就労証明書	内定しているが、就労後にしか提出できない場合は、「求職活動（起業準備）に関する申立書」を提出
	・自営業 ・農業 ・内職等	保育認定のための申立書 その1	事業等を営んでいることが確認できる書類 ・開業1年目→営業許可書の写し等 ・開業2年目以降→代表（証明）者の確定申告書控えの写し等
2 妊娠・出産	保育認定のための申立書 その2		母子手帳の写し（表紙と分娩予定日が記載されているページ）
3 疾病・障がい			診断書、身体・精神・療育手帳の写し、介護保険証等の写し等
4 介護等			
5 災害復旧			罹災証明書の写し
6 求職活動	求職活動（起業準備）に関する申立書		ハローワーク登録証の写し等
7 就学	保育認定のための申立書 その2		在学証明書等の写し、授業時間の分かるもの（カリキュラム等）
8 虐待・DV	保育認定のための申立書 その2		市長が必要と認めるもの



保育を必要とする理由が就労等であっても、入園募集期間に就労証明書等の提出がない場合や書類に不備がある場合は、「6 求職活動」として利用調整を受けることになります。

きょうだい2人以上で同時に申し込みをする場合、上記の添付書類は、1人（下の子）は原本、きょうだいの分は写しでも可能です。



◆申込書類提出時の注意点について

マイナンバーを利用した自治体間での情報連携により、入園に必要な情報を把握するため、支給認定申請書にマイナンバーの記入が必要です。



マイナンバー制度では、給付認定申請書の提出時に本人確認と個人番号確認が必要となります。確認方法は次のとおりです。本人確認と個人番号の確認ができるものをお持ちください。郵送で申し込む場合は、写しを同封の上ご提出ください。

・個人番号カードをお持ちの場合

個人番号の確認（正しい番号かどうか） + 本人の確認（番号の正しい持ち主かどうか）



個人番号カード（これ1枚で番号の確認と本人の確認ができます。）
※個人番号カードを取得するには、別途申請が必要になります。

・個人番号カードをお持ちでない場合

個人番号の確認（正しい番号かどうか）



通知カード
または
個人番号記載の住民票

+

本人の確認（番号の正しい持ち主かどうか）



運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど

※顔写真が無いものは2種類以上の本人を確認できるものが必要です。（例：国民健康保険被保険者証と年金手帳）



申請者（施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書の保護者）と申請書を持参される方が異なる場合は、委任状が必要となります。

申請書の下欄の委任状記載欄に必ず記入のうえ提出してください。

委任した場合、本人確認は代理人に対して行い、個人番号確認は申請者のものを確認します。

入園申込調査票

同居者の状況等 ※世帯分離している場合も記入してください。

理由保育 に認定 された お子さん の状況 について	父(31 歳)	母(36 歳)	祖父(59 歳)	祖母(58 歳)
	外勤・農業・自営業・ 内職・疾病障害・ 介護・就学・ 求職中・その他()	外勤・農業・自営業・ 内職・疾病障害・ 介護・就学・ 求職中・その他()	外勤・農業・自営業・ 内職・疾病障害・ 介護・就学・ 求職中・その他()	外勤・農業・自営業・ 内職・疾病障害・ 介護・就学・ 求職中・その他()
外勤 の場 合に ついて	勤務地 (新栄田市)	勤務地 (新栄田市)	勤務地 ()	勤務地 ()
	出発時刻 (7:30)	出発時刻 (8:00)	出発時刻 ()	出発時刻 ()
保育 施設 に入 園し て	帰宅時刻 (19:00)	帰宅時刻 (16:30)	帰宅時刻 ()	帰宅時刻 ()
	※出発・帰宅時間は一番多い時間帯を記入してください			
く○合不 だを、存 在し ない 理由 を述 べて	単身赴任の方 育児休業中の方	無・有 (純柄) 無・有 (純柄)	(赴任先) (期間:令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)	
	死亡・離婚・未婚・ 別居・調停中・ 行方不明・その他	死亡・離婚・未婚・ 別居・調停中・ 行方不明・その他	死亡・離婚・未婚・ 別居・調停中・ 行方不明・その他	死亡・離婚・未婚・ 別居・調停中・ 行方不明・その他

別居の祖父母の状況(上欄で同居している祖父母状況を記載した場合、又は不存在の場合、斜線を引いてください)

氏名	父方		母方	
	祖父(歳)	祖母(歳)	祖父(63 歳)	祖母(59 歳)
住所			芝田 梅男	芝田 裕子
就労の有無	有・無	有・無	新栄田市〇〇町	新栄田市〇〇町
職業			年・無 会社員	有・無
就労時間	: ~ :	: ~ :	8:30 ~ 17:30	: ~ :
その他状況 (疾病・介護 ・障別等)				

入園希望児童の特別な入園の必要性

その他特筆すべき事情がある場合、ご記入ください。

その他 (該当する番号に○を付けてください)

現在の保育状況について	
1 自宅で保育している(父 母 祖父 祖母 其他())	
2 自宅外で保育している(預け先:)	
3 その他()	
入園後の送迎 ※保育園バスは保育短時間認定の場合のみ利用可能です。	
手段 1 家用車 2 保育園バス 3 自転車 4 徒歩	
送り 1 父 2 母 3 祖父 4 祖母 5 その他()	
迎え: 1 父 2 母 3 祖父 4 祖母 5 その他()	
第5希望までの入園が困難な場合について	
1 他園の紹介を希望 (2) 自宅で保育(保育者(祖母))	
3 育児休業の延長も許容できる	
4 自宅外で保育(預け先())	
きょうだいの入園の有無	
1 無 (2) 有 (園名等: ○○保育園)	
きょうだい2人以上での申込の場合について (1から3のうち、いずれかに○を付けてください)	
1 同じ園での入園のみを希望 きょうだいが同じ園に入ることをご優先に、入園調整を行います。きょうだいのどちらかが希望順位の高い園に入っても、もう一人が入れない場合は、次の希望園で調整します。 ※申し込みされたきょうだい全員が第1希望園に入れるよう、優先して調整するものではありません。	
2 入園できれば、きょうだい別々の園でも可 きょうだいそれぞれが、可能な限り高い希望順位の園に入れるよう調整します。(きょうだい別々の園に入園決定される場合があります)	
3 一人だけの入園でも可 調整の結果、申し込みされた園の全てに入園できないお子さんの分の申込は、取り下げとなります。	

◆施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

【記載例】

2号・3号認定申請書

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

令和 7年 10月 1日

「申請者（保護者名）」「同意事項の保護者氏名」
「保育園等入園申込書（別紙）の保護者」欄は、
同一氏名を記入してください

（保護者）氏名 新発田 一郎

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等の給付認定を申請します。

申請児童	ふりがな 氏名 しばた たろう 新発田 太郎	生年月日 令和7年 6月 1日	性別 男・女	障害者手帳 等の有無 有・無	
保護者住所	新発田市中央町3-3-3				
認定希望期間	令和8年 4月 1日 から 令和14年 3月 31日まで				
保育を 必要と する 理由	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（			
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（			
希望する利用時間	8 時 10 分 から 17 時 30 分 まで				
世帯の 状況	続柄	氏名	生年月日	年齢	令和7年1月1日現在の住所
	父	新発田 一郎	T S H R 5年 5月 11日	31	☒ 新発田市内 ☐ 新発田市内（
	母	新発田 秋子	T S H R 63年 3月 18日	36	☐ 新発田市内 ☒ 新発田市内（新発市中央区）
	祖父	新発田 育夫	T S H R 39年 11月 30日	59	
	祖母	新発田 愛子	T S H R 40年 11月 28日	58	
	叔父	新発田 春夫	T S H R 15年 4月 29日	21	
	姉	新発田 花子	T S H R 30年 12月 23日	5	
別居している 養育児童	氏名：新発田 次郎 （生年月日： 令和2年 4月 1日） 住所：〇〇県〇〇市△-△ 給付認定申請児童との続柄：兄				
申請者（保護者）本人が提出 する場合は記入不要	施設型給付費・地域型保育給付費等の給付認定に必要な世帯情報及び市町村民税の情報 すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額及び給 必要と認める場合、保育園及び認定こども園に対して提示すること				
委任状	保護者氏名 新発田 一郎 施設型給付費・地域型保育給付費等の給付認定申請に伴い、個人番号の提供を下記の者を 代理人に定め委任します。 代理人（受任者） 住所 新発田市中央町3-3-3 氏名 新発田 秋子 申請者（委任者） 住所 新発田市中央町3-3-3 氏名 新発田 一郎				

最長で小学校1年生になる年

区名等まで正確に記入

企業主導型保育園等の入園を希望する
場合のみチェックを付けてください

裏面の個人番号記載欄も記入してください

【裏面の個人番号記載欄へも、記載をしてください】

※その他申請書等の記載例は、各書類の裏面に掲載されています。

12 求職活動で申し込みされた方へのお願い

求職活動期間は入園後3ヶ月間です。また、求職活動中の保育時間は短時間（8：30～16：00）です。求職活動期間の延長はできませんのでご注意ください。

◆求職活動とは

企業等に応募や面接をしている状況のことを言います。

入園後には、**求職活動報告書**の提出が必要です。求職活動内容をご記入ください。1ヶ月分を1枚に記入し、毎月20日までに在園している園に提出してください。報告書の用紙は各園にあります。

◆就労が決まったら

①在園している園に就労証明書を提出してください。

②就労時間＋通勤時間が保育時間となります。8：30～16：00の保育時間で足りない場合は、保育時間の変更が必要です。●**保育必要量区分変更申請※**

※詳細はP22「利用にあたっての主な注意点等」をご確認ください。

変更申請がない場合は、延長保育料金が発生する可能性があります。

★入園前から求職活動を始める事は可能ですが、**仕事が早く決まっても4月前に入園することはありません。**

また、入園後に慣らし保育があります。通常保育（8：30～16：00）になるのは、4月中旬頃になる場合があります。就労開始時期にご注意ください。

例：令和8年4月から求職活動認定で入園する場合

日付	流れ
令和7年10月 1日	令和7年度入園の一次募集に申し込み
8年 2月 5日	入園承諾(決定)通知にて園が決定
8年 3月15日	入園説明会に参加
8年 4月 7日	入園式後、慣らし保育開始
8年 4月14日	慣らし保育が終了し、通常保育開始
8年 6月10日	求職活動の結果、7月1日からフルタイムの就労内定
8年 6月15日	7月から標準時間保育に変更するため 保育必要量区分変更申請
8年 7月 1日	標準時間保育に変更し、フルタイムの就労開始

13 保育料等について

◆月額保育料

認定区分	利用施設	月額保育料
1号認定	幼稚園 認定こども園	満3歳児（3歳になった日）から5歳児の子どもの保育料は、無料です。ただし、別途副食費等がかかります。
2・3号認定	保育園 認定こども園	1歳児（1歳になった後の最初の4月以降）から5歳児の子どもの保育料は無料ですが、別途副食費等がかかります。 0歳児の子どもの保育料はP17「階層別料金表」を参照。

【注意】

●歳児とは、該当年度の4月1日時点での到達年齢を指します。

例えば、令和8年4月1日時点で1歳に到達していない場合は、令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）は0歳児です。

◆算定方法

保育料や副食費等は、父母などの市町村民税額をもとに算定します。4月～8月（前期）は、「令和7年度の市町村民税額」、9月～3月（後期）は、「令和8年度の市町村民税額」から算定します。



保育料などを試算する場合は、毎年6月頃に配付される市民税の通知等を参考にしてください。住宅借入金等特別控除、配当控除、寄附金控除、配当割、株式譲渡所得割を控除する前の税額となります。父母の所得の状況によっては、同居の祖父母等の税額で算定する場合があります。

・普通徴収の場合

税 額 控 除 額	
所 得 割 減 免 額	
所 得 割 額	

・特別徴収の場合

市	税額控除前所得額④	
民	税額控除額⑤	
所得割額⑥		

※マイナンバーで課税額の確認を行い、保育料等を算定しますが、課税額を確認できない場合は、課税証明書の提出を求めることがあります。

◆納入方法

利用施設	保育料		副食費	
	納入先	納入方法	納入先	納入方法
公立保育園	新発田市	口座振替又は納付書	新発田市	口座振替又は納付書
私立保育園	新発田市	口座振替又は納付書	園	園が定める方法で納入
認定こども園	園	園が定める方法で納入	園	園が定める方法で納入
幼稚園	—	—	園	園が定める方法で納入

◆階層別料金表（令和7年10月1日現在）

世帯の階層区分		保育料 （月額）			保育料 （無料）
階層 区分	定義	0歳児		1・2歳児	3歳以上児
		標準時間	短時間	給食費相当分	副食費
1	生活保護世帯等	0円	0円	0円	(※)
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	
3	市町村民税均等割額のみ の世帯	(4,900円) 12,700円	(4,900円) 12,600円	0円	
4	市町村民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	(4,900円) 16,700円	(4,900円) 16,500円	0円	
5	57,700円未満の世帯	(4,900円) 18,100円	(4,900円) 17,900円	0円	
	65,000円未満の世帯	(4,900円) 18,100円	(4,900円) 17,900円	(0円) 7,500円	
6	77,101円未満の世帯	(4,900円) 20,600円	(4,900円) 20,300円	(0円) 7,500円	
	81,000円未満の世帯	20,600円	20,300円	7,500円	
7	97,000円未満の世帯	23,000円	22,700円	7,500円	
8	133,000円未満の世帯	25,500円	25,200円	7,500円	
9	169,000円未満の世帯	28,000円	27,600円	7,500円	
10	191,000円未満の世帯	30,400円	29,900円	7,500円	
11	213,000円未満の世帯	32,800円	32,300円	7,500円	
12	235,000円未満の世帯	34,800円	34,300円	7,500円	
13	257,000円未満の世帯	36,800円	36,200円	7,500円	
14	279,000円未満の世帯	38,800円	38,200円	7,500円	
15	301,000円未満の世帯	39,600円	39,000円	7,500円	
16	349,000円未満の世帯	40,400円	39,800円	7,500円	
17	397,000円未満の世帯	41,200円	40,600円	7,500円	
18	397,000円以上の世帯	41,200円	40,600円	7,500円	

【料金表補足】

1 「ひとり親世帯等」とは、次に掲げる世帯をいいます。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 17 条及び第 31 条の 7 に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる障がい児又は障がい者のいる世帯
 - ① 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ② 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

2 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に 1 人目は基準額、2 人目は半額、3 人目以降については 0 円となります。

（副食費については、半額になりません。）

3 料金表の「世帯の階層区分」は、入園している児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母、（祖父母）の税額を合算した額で決定されます。

4 多子世帯に係る特例措置は、次のとおりです。

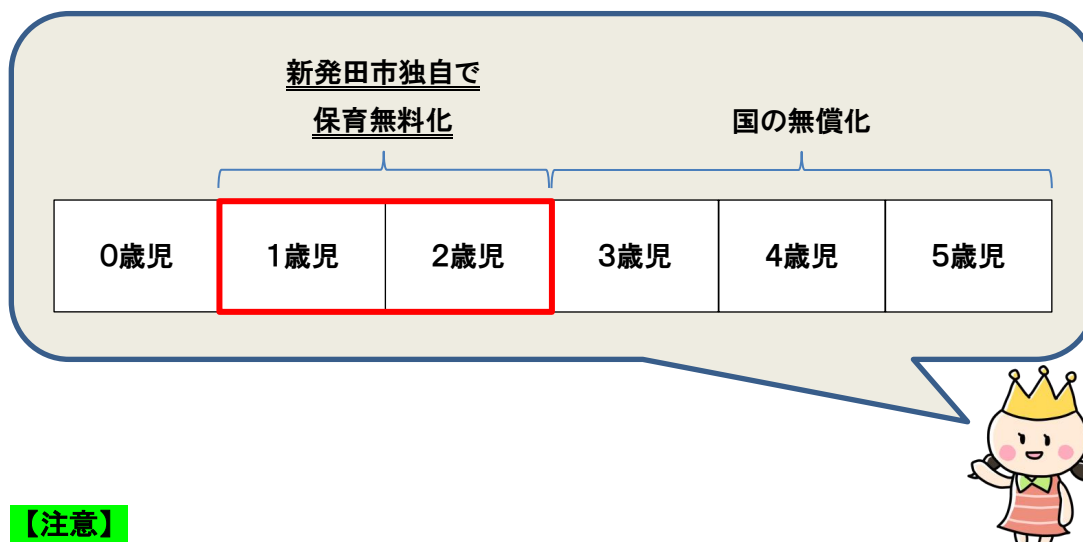
- (1) 多子世帯軽減制度
3 階層から 5 階層のうち市町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯は、子どもの年齢を問わず、1 人目は基準額、2 人目は半額、3 人目以降については 0 円となります。
なお、子どもの年齢が高い順に 1 人目、2 人目と数えます。ただし、上の子は保護者が養育している子どもに限ります。
- (2) ひとり親世帯等の軽減制度
「ひとり親世帯等」に該当する世帯で、3 階層から 6 階層のうち市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯については、子どもの年齢を問わず、1 人目は（ ）の額、2 人目以降については 0 円となります。
なお、子どもの年齢が高い順に 1 人目、2 人目と数えます。ただし、上の子は保護者が養育している子どもに限ります。

5 その他

（※）副食費は各園によって異なるため、園に直接お問い合わせください。

◆ 1・2歳児の保育無料化【市独自施策】

新発田市の子育て支援施策として、国の無償化に加え、市独自で市町村民税課税世帯の1・2歳児の保育や預かり保育事業及び認可外保育施設等の利用料を無料化します。



【注意】

1・2歳児とは、該当年度の4月1日時点でその年齢に達していることを指します。

	令和8年度 年齢(クラス)	生年月日
	0歳児	令和 7年4月2日から令和9年4月1日生まれ
★	1歳児	令和 6年4月2日から令和7年4月1日生まれ
★	2歳児	令和 5年4月2日から令和6年4月1日生まれ
	3歳児	令和 4年4月2日から令和5年4月1日生まれ
	4歳児	令和 3年4月2日から令和4年4月1日生まれ
	5歳児	令和 2年4月2日から令和3年4月1日生まれ

令和8年5月1日に満1歳になった児童は、令和8年度は0歳児のため
(令和8年4月1日時点で1歳に到達していないため)、無料化の対象になりません。

【保育所、認定こども園等を利用する場合】

対象者	保育所、認定こども園等を利用する1・2歳児の子ども
利用要件	保育所、認定こども園等に在園している
内容	・ 保育は無料ですが、給食費相当分の保育料（令和7年10月1日時点では7,500円）及び実費徴収されている費用（通園送迎費、行事費など）は無料化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担になります。 ・ 年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子ども（18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の0歳児から5歳児）については、給食費が免除されます。

【認定こども園等の預かり保育を利用する場合】

対象者	認定こども園等の預かり保育を利用する2歳児の子ども
利用要件	新発田市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。 ※原則、通園している園を経由しての申請となります。 ※「保育の必要性の認定」の要件については、 P2「保育を必要とする理由について」をご確認ください。
内容	認定こども園等の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無料になります。 ※保育認定（2・3号認定）の延長保育料は無料化の対象外です。

【児童発達支援（ひまわり学園等）を利用する場合】

対象者	就学前の障害児の発達支援を利用する1・2歳児の子ども
利用要件	児童発達支援（ひまわり学園等）を利用している
内容	保育に係る利用料が無料になります。 ※給食費及び実費徴収されている費用（おやつ代など）は、無料化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担になります。

【認可外保育施設等を利用する場合】

対象者	認可外保育施設、一時預かり事業、病児病後児事業、 ファミリー・サポート・センター事業を利用する1・2歳児の子ども
利用要件	新発田市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。 ※保育所、認定こども園等を利用していない方が対象となります。 ※「保育の必要性の認定」の要件については、 P2「保育を必要とする理由について」をご確認ください。
内容	最大月額4.2万円までの範囲で利用料が無料になります。 ※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、 認可外の事業所内保育等を指します。 ※子ども・子育て支援法施行細則第1条に定める基準を満たす認可外保育施設を利用した場合は、無料化の対象となりますが、基準を満たさない認可外保育施設を利用した場合は無料化の対象外となります。

【企業主導型施設を利用する場合】

対象者	企業主導型施設を利用する1・2歳児の子ども
利用要件	「従業員枠」及び「地域枠」の子ども ※全ての子どもを保育の必要性がある子どもとします。 ※新発田市から「保育の必要性の認定」を受ける必要はありません。
内容	最大月額3.7万円までの範囲で、保育に係る利用料が無料になります。 ※保育所、認定こども園等を利用していない方が対象となります。

◆第3子以降保育料・給食費等助成事業【市独自施策】

少子化対策・子育て支援として、保護者の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の0歳児の保育料及び1歳児から5歳児の給食費等を助成する「第3子以降保育料・給食費等助成事業」を実施しています。

対象	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の0歳児から5歳児の子ども ※18歳未満とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（令和8年度は、平成20年4月2日以降に生まれた方）
助成後の料金	助成の決定を受けた場合、保育料及び給食費等は免除となります。 ※延長保育、預かり保育、休日保育、デイサービス利用料等は助成対象となりません。 ※副食費の助成上限額は6,640円です。園によって副食費の料金設定は異なるため、差額分の徴収がある場合があります。
助成を受けるには	①申請書及び委任状を入園予定の園へ提出してください。なお、未出生で保育園又は認定こども園への入園申し込みをしている方は、お子さんが生まれてから申請書の提出をお願いします。 ②市こども課で認定のための審査をします。 ③審査後、決定通知書を送付します。決定後の保育料及び給食費等について助成を行います。
注意事項	養育している18歳未満の子どものうち、新発田市に住民登録をしていない方がいる場合は、市で状況を把握できないため、居住地の住民票（本籍の記載のあるもの）を申請書に添付してください。



14 利用にあたっての主な注意点等

◆保育園・認定こども園（２・３号認定）の保育時間と延長保育料について

２・３号認定の方は、利用時間によって保育の必要量の区分が定められています。

保育の 必要量区分	○ 保育短時間：午前８時３０分から午後４時まで 開園から午前８時３０分まで、午後４時から閉園までは、延長保育となります。別途申し込みが必要。【300 円/日】 ○ 保育標準時間：開園から午後６時まで 午後６時から閉園までは、延長保育となります。 別途申し込みが必要。【300 円/日、月極申し込みの場合は 3,000 円/月】
変更が必要 な事例	○ 育児休業から復帰する場合 育児休業中の方は、保育短時間認定となります。育児休業から復帰する場合、短時間で足りなければ標準時間に変更する必要があります。 同様に、産前産後休業から育児休業になる場合は、標準時間から短時間に変更する必要があります。 ○ 求職活動から就労する場合 求職活動の方は、短時間認定となります。新たに就労する場合、短時間で足りなければ標準時間に変更する必要があります。 ○ その他 変更の必要性が生じた場合は、事前に園やこども課にご相談ください。
申請の流れ	○ 申請【変更を希望する前月の２０日まで】 保育必要量区分変更申請書を園へ提出してください。 (申請書はこども課と各園にあります。) <u>* 変更を希望する理由によって、就労証明書等の添付が必要となります。</u> ・ 就労証明書が必要 勤務先や時間が変わり、保育標準時間認定に変更する場合。 産休に入る場合。(産休・育休日の記載のある就労証明書) ・ 就労証明書が不要 育休に入る場合や、育休明けで職場に復帰する場合。 ○ 結果通知 こども課で審査し、申請の翌月に結果を通知します。
諸注意	★自動的には変更されません。申請が必要です。 きょうだいがいる場合は人数分の申請が必要です。 ★提出期限を過ぎた場合や、書類に不備がある場合は認められません。 翌月以降再度申請してください。

◆幼稚園・認定こども園（１号認定）の預かり保育について

- 開園から午前８時３０分まで、降園から閉園までは預かり保育となります。申込方法や利用料金は各園にお問い合わせください。
- 長期休業期間、夏季休業中、行事振替休園日などの預かり保育・内容・利用料金については、各園で異なります。各園にお問い合わせください。

◆送迎バスについて

- 利用できる年齢・走行ルートなどは各園にお問い合わせください。

◆給食について

- 完全給食は副食（おかず）と主食（ご飯）が出ます。副食給食は、副食のみ出ます。主食は各自持参です。
- 保育園・認定こども園（２・３号認定）は、次のとおり。
 - ・ ０歳児 完全給食で、給食費は保育料に含まれています。
 - ・ １～２歳児 完全給食で、給食費は別途徴収となります。
 - ・ ３～５歳児 副食給食で、主食は各自持参です。副食費は別途徴収となります。
※Ｐ４「市内の保育園、認定こども園一覧」の「３歳以上児の給食」欄が「完全」となっている園は、３歳以上児も完全給食のため主食代が別途徴収となります。
- 幼稚園・認定こども園（１号認定）
 - ・ 幼稚園：諸経費は、別途徴収となります。
 - ・ 認定こども園：諸経費は、別途徴収となります。また、お弁当持参の日がある園もあります。副食給食の園は、主食は各自持参です。
- 土曜保育の給食については、各園にお問い合わせください。
※公立保育園では、土曜保育はお弁当持参となります。

◆住民票の異動について

- 支給認定は住民票のある自治体で受けることが基本となります。**入園中に住民票を新発田市外へ異動した場合、その時点で新発田市内の在園施設を退園することとなります。**住民票を新発田市外へ異動する場合は、事前に在園施設もしくは市こども課にご相談ください。

◆その他

- 保育料や給食費等とは別に、帽子・絵本袋など各種用品代や教材代等がかかることがあります。各園にお問い合わせください。



15 よくあるご質問

◆申込方法について

Q 1 現在、新発田市外に住んでいますが、郵送等での申し込みはできますか？

A 1 できます。あて先は、こども課こども入園係としてください。また、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書」の記入にあつては、申請者（保護者）のマイナンバーの確認のため、確認書類のコピーを同封してください。

- ・ 個人番号カードの場合、個人番号カードのコピー
- ・ 個人番号カードがない場合、通知カード（住民票）と運転免許証等のコピー

なお、郵送での申し込みをご検討の際は、事前にこども課までお問い合わせください。

Q 2 4月以降に新発田市内に転入しますが、どのように手続きをしたらよいですか？

A 2 申し込みの時点で新発田市に住所がなくても申し込みはできます。ただし、入園する前には転入の手続きが完了している必要があります。申込書に記入の際、転居先の住所（未定の場合はその旨）、転居の予定日などを記載してください。また、施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書内の令和7年1月1日時点で住所のあった市区町村欄も、忘れずにご記入ください。

Q 3 8月1日以降の出産の場合、1次募集の申し込みができないのはなぜですか？

A 3 入園決定は、4月から10月までの入園としており、一番早く入園のできる月齢は生後2か月からであるため、8月1日以降の出産の場合は、その月齢に満たないことによるものです。各月途中入園による申し込みを行ってください。

◆就労証明書等の添付書類について

Q 4 申し込みの時点と状況が変わった場合は、どうすればよいですか？
（育休延長、転職・退職等）

A 4 保育を必要とする理由に変更が生じた場合は、速やかにこども課に連絡してください。連絡がないまま、保育を必要とする理由が消滅していたことがわかった場合は、入園を取り消す場合があります。

Q 5 自営業です。何の書類を添付すればよいですか？

A 5 自営業・農業・内職等の場合は、「保育認定のための申立書 その1」に必要事項を記入のうえ、年間を通じて就労していることがわかる資料を添付してください。内容不備等の場合は、再提出をお願いすることがあります。（自営業・農業等であっても、法人化し、かつ、家族経営規模を超える場合は、「就労証明書」となります。）

Q 6 入園までに転職する場合は、どうすればよいですか？

A 6 転職先が内定しており、就労証明書の提出が可能であれば添付してください。提出ができない場合は、「求職活動（起業準備）に関する申立書」に就労先が内定している旨を記載し、勤務が始まった後に速やかに「就労証明書」を提出してください。

Q 7 「就労証明書」について、人材派遣会社に登録していますが、就労が始まっていません。どのように記入すればよいですか？

A 7 登録済みであっても、入園の時点で就労が始まっていない場合は、「求職活動（起業準備）に関する申立書」を提出してください。また、就労の意向や予定はあるものの、就労先や就労時間などの詳細が決まっていない場合も同様です。

Q 8 「就労証明書」について、本社に依頼する必要がありますか？ その場合、提出までに時間を要して期限内で提出できなくなる可能性があります。どうなりますか？

A 8 各事業所の規則やルール等を確認のうえ、その権限のある部署等に作成を依頼してください。また、申込期限までに提出できない場合は、資料不備により求職活動として選考を行います。

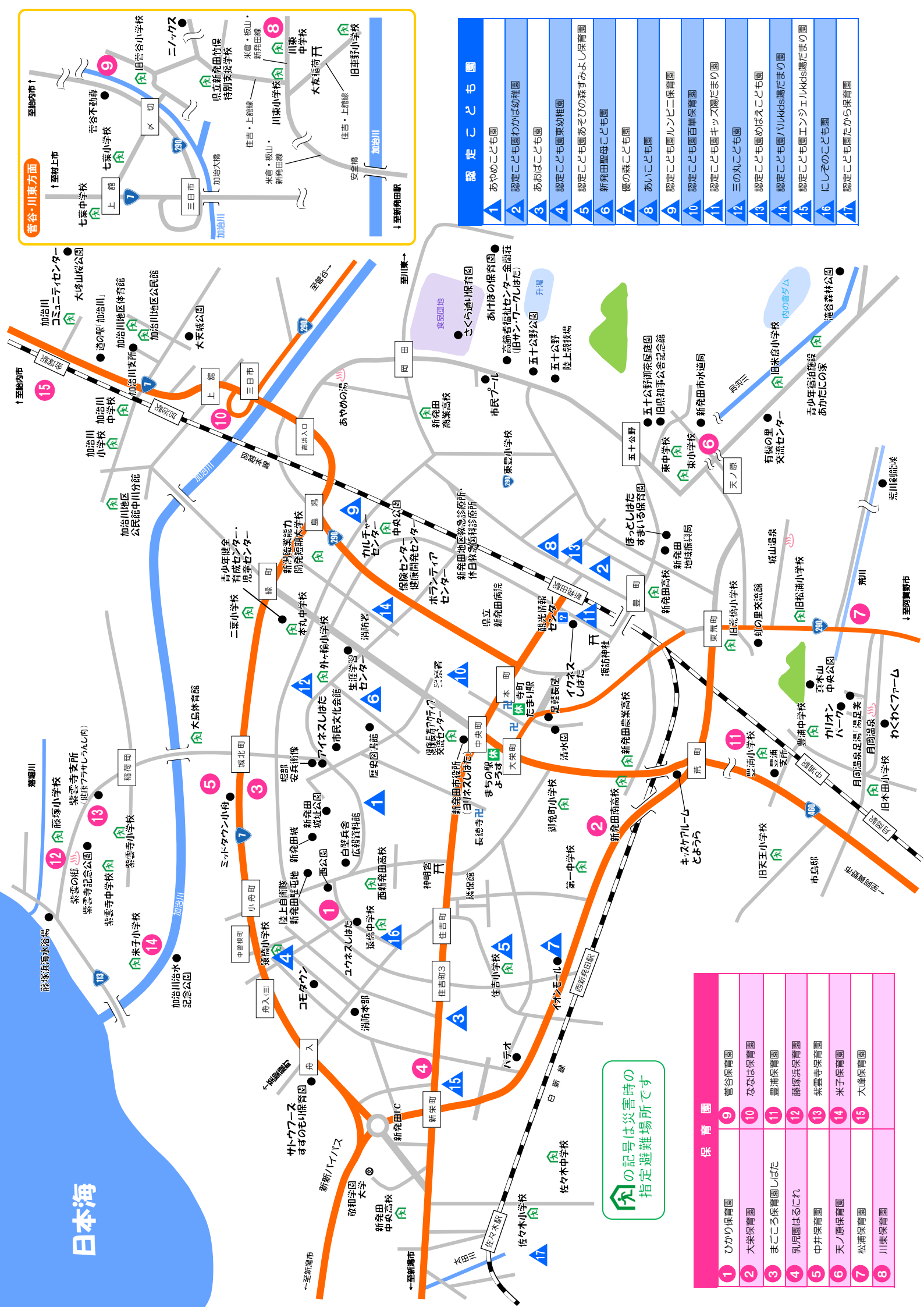
◆土曜保育について

Q 9 土曜日も平日と同じように保育をお願いできますか？

A 9 不定休や土曜日勤務等のため、土曜日に保育の必要性が生じる場合は、お子さんを預けることができます。入園決定後、具体的な手続き等について各園に確認をしてください。



日本海



保 育 園	
1	ひかり保育園
2	大栄保育園
3	まごころ保育園しはた
4	乳児園はこれ
5	中井保育園
6	天ノ原保育園
7	松浦保育園
8	川東保育園
9	舊谷保育園
10	ななは保育園
11	豊浦保育園
12	藤塚保育園
13	紫雲寺保育園
14	米子保育園
15	大峰保育園

認 定 こ と も 園	
1	あやめこども園
2	認定こども園わかば幼稚園
3	あおばこども園
4	認定こども園東幼稚園
5	認定こども園あそびの森すみよし保育園
6	新発田聖母こども園
7	優の森こども園
8	あいこども園
9	認定こども園ルンビニ保育園
10	認定こども園百華保育園
11	認定こども園キッズ園だまり園
12	三の丸こども園
13	認定こども園めばえこども園
14	認定こども園Vikids園だまり園
15	認定こども園エンジェルkids園だまり園
16	にしぞのこども園
17	認定こども園たから保育園

